判例研究

司法による収用: STOP THE BEACH RENOURISHMENT, INC. v. FLORIDA DEPARTMENT OF ENVIRONMENTAL PROTECTION

(560 U. S. ____ (2010), 130 S. Ct. 2592)

永 松 正 則

目次

- 1. 事実の概要
- 2. 判旨
- 3 コメント

1. 事実の概要

1961年、フロリダ州は、フロリダ州海岸海浜保全法("the Beach and Shore Preservation Act")を制定した。同法は、浸食された州内の海岸を復元・保全することを目的としている。2003年に、Destin 市および Walton カウンティは、同法に基づき、ハリケーン Opal により浸食されたメキシコ湾に沿った6.9マイルの海岸を復元するために必要な許可を申請した。当該事業は、海岸に沿って海岸から離れたところから浚渫した砂を埋め立てる計画であった。それは、約75フィートの乾燥砂を平均高水位(のちに侵食対策ラインと称されることになる)の海側へ埋め立てるものであった。フロリダ州環境保護局("FLOR-IDA DEPARTMENT OF ENVIRONMENTAL PROTECTION")は、同計画に対して許可を与える書面を発し、侵食対策ラインを認可した。

これに対して、計画対象地域に接する臨海地所有者らで構成する、非営利法人 Stop The Beach Renourishment, Inc. (以下では "SBR") は、行政上の不服申し立てを行ったが認められなかった。そこで、SBR は、フロリダ州行政手

続法に基づいて州裁判所に対して訴えを提起した。第一地区控訴裁判所は、当局の決定が(1)臨海地に対する自然堆積を受ける権利と(2)その土地が完全な状態のままで海水に接する権利からなる、SBR メンバーらの臨海権を消滅させるものであり、正当な補償なしに財産権を奪うものであって州憲法に反すると結論づけた。同時に、控訴裁判所は、以下の問題について、フロリダ州最高裁判所に対して意見の確認を行った。

「文面上、海岸海浜保全法は、正当な補償なしに海浜権を有する土地所有者の権利を奪うものであり違憲ではないのか」」。

フロリダ州最高裁判所は、この質問に対して否定的に回答し、海岸海浜保全法が合憲であると判示した。そして控訴裁判所判決を破棄した。フロリダ州最高裁は、土地急変("avulsion")の法理²に依拠して、同法が海浜地所有者の権利を正当な補償なしに奪うものではないと結論づけた。SBR は、州最高裁判所に再審理を求めたが却下された。そこで、SBR は、州最高裁判決が連邦憲法修正5条および修正14条に違反するとして、連邦最高裁判所に対して裁量上告の申立を行った。

2. 判旨

(1) パートI, N, V (Scalia 判事執筆、概要)

連邦最高裁は、全員一致³で、フロリダ州最高裁判所判決が、SBR メンバーらの確立した財産権を奪うものではなく、したがって同判決は維持されると判示した⁴。その理由は以下の通りである。

¹ フロリダ州憲法は、連邦憲法の収用条項(修正5条)と類似の条項をもつ。

² 土地急変の法理については、後述の本件連邦最高裁判旨を参照。

³ Roberts, C. J., Kennedy, Thomas, Ginsburg, Breyer, Alito, Sotomayor, JJ. ただし Stevens 判事は、フロリダ州のビーチのそばにアパートを所有していたため、辞退している。

 $^{^4}$ Stop The Beach Renourishment, Inc. v. Florida Department Of Environmental Protection,

「フロリダ州では、コモンロー上、臨海地所有者は自然堆積によって所有地に添加した土地の権原を自動的に取得する。他方で、かつて水面下にあった土地が土地急変により隆起して地表に現れた場合には、かかる土地は、海底所有者である州に引き続き帰属する。したがって土地急変の場合には、臨海地と州所有地との境界は変化しない。この法理に従えば、新たな土地が土地急変により海岸に添付された場合には、臨海地所有者は、それに続く自然堆積の権利を有しない。これらの自然堆積はもはや所有者の土地に付加されるのではない。なぜならば、水域と接する土地は、所有者のものではなく、州に帰属するからである」。「本件で争点となるのは、州が埋め立てにより土地急変をもたらした場合に、この法理の適用が除外されるかどうかであるが、このような例外は認められない」。

(2) パートⅡA (相対的多数意見、Scalia 判事執筆、概要)⁷

Scalia 判事は、連邦最高裁の収用法理について言及した上で、修正 5 条の収用条項に関して以下のように述べている。

「収用条項は、特定の機関の行為に向けられたものではない。それは単に行為に向けられたものであり、政府の行為者に向けられたものではない("いかなるものも私有財産を収用されない"(強調追加))。正当な補償なしに私有財産を収用する州の権限の実体または範囲が、収用行為をなす統治機関によって変化すると述べることは条文からは正当化できない。またそのような原理

¹³⁰ S. Ct. 2592 (2010), at 2613. 本判決に関する評釈として、例えば、以下のものがある。Ilya Shapiro & Trevor Burrus, "Judicial Takings and Scalia's Shifting Sands", 35 Vermont Law Review 423 (2010). Daniel L. Siegel, "Why We Will Probably Never See A Judicial Takings Doctrine", 35 Vermont Law Review 459 (2010), David Wagner, "A Proposed Approach to Judicial Takings, 71 Ohio State Law Journal 176 (2012), J Peter Byrne, "Stop the Stop the Beach Plurality!", 38 Ecology L. Q. 619 (2011).

⁵ Id. at 2598-2599.

⁶ Id. at 2611.

⁷ Roberts, C. J., Thomas, Alito, JJ が同調。

を押し進める共通認識もない。収用条項が立法府の決定では禁止していることを、裁判所の決定では行いうるというのは合理的でない。連邦最高裁の先例によれば、裁判所がもたらす収用が特別な取扱いを受けるという主張を支持するものはなく、むしろ実際にはその逆である。

つまり、収用条項は、州が補償金の支払いなしに私有財産を収用することを禁止しているのであって、収用を行った者がどの統治機関であるのかは問題ではない。全くもって問題なのは、州の行為形式である。例えば、公用収用権(eminent domain)の行使による公用収用(condemnation)は、常に(損失補償を要する)収用(taking)にあたる。その一方で、立法府、執行府、司法府による財産利用の制限は、その性質と程度によっては収用ともなり得るし、そうでないこともある。しかし行為者がどの機関であるかは問題ではない。州が物理的に財産を収用する場合や規制によってその財産価値を破壊する場合と同様に、立法府または裁判所が、私有財産として一度確立した権利をもはや存在しないと宣言する場合には、その財産権は収用されたのである。

(2) Breyer 判事の意見 (Ginsburg 判事同調、概要)

Breyer 判事は、Scalia 判事による司法収用に関する審査を明確化しようとする考えに対して以下の点を指摘している。

「連邦最高裁がこれらの問題についての見解を明確にすれば、州法の問題に 対する連邦の介入を制限する法原理を無視して、多数の訴えが連邦に持ち込 まれるおそれがある。州裁判所で敗訴した当事者は、誤った裁判所判決によっ て財産権を奪われたと考えるのは当然で、その結果として連邦裁判所に収用 訴訟を提起すると思われる。

かつて、当裁判所の判事は、困難な憲法問題に直面した場合、「面前の事案を解決するに必要である限りで判断することに集中すべき」であると述べている。本件ではこの忠告に留意すべきで、本件フロリダ州裁判所判決が「司

⁸ Id. at 2601 – 2602.

法収用 | にあたらないということ以上のことを判断する必要はない。 |9

(3) Kennedy 判事の意見 (Sotomayor 判事同調、概要)

Kennedy 判事も、Breyer 判事と同様に、司法による収用が修正 5 条に反する かどうかを判断する必要のない本件においては、判断を回避すべきであると 考えている。

「連邦最高裁は、司法収用法理を承認しようとして、本件を判断するのに必要な範囲を超えるべきではない。制度上の観点から、裁判所や研究者らによって十分詳細に検討されてきていない問題に手を伸ばしたり、決定したりすることは賢明ではない」¹⁰。また「本件では、検討されるべき困難な問題がない以上、連邦最高裁は、収用条項を用いて裁判所の判決が収用となり得るという一般化されすぎたルールを表明するべきではない」¹¹。

また Kennedy 判事は、修正 5条に基づき司法収用法理を承認する Scalia 判事に対して、デュープロセス条項により、司法による確立した財産権の消滅や変更を制限すべきであるとする。Kennedy 判事の意見は、以下の通りである。

「執行府や立法府の行為とは異なり、裁判所による判決が確立した財産権を 消滅させる場合には、法の適正手続なしに財産を奪うものとして破棄される。 デュープロセス条項は、実体面でも手続面でも司法権を制限する中心である。 そして当連邦最高裁は、これまで財産に対する規制がデュープロセス条項の 下で無効とされうるということを認めてきた。デュープロセス条項とは異な り、収用条項は、政府の収用権限を制限しながらも、当然の前提として政府 の収用権を認めている。それゆえ、仮に連邦最高裁が司法収用があるとの判 決を下すのであれば、確立した財産権を消滅させる裁判所判決というものは、

⁹ Id. at 2618-2619.

¹⁰ Id. at 2617-18.

¹¹ Id. at 2616.

州が侵害された財産の所有者に対して補償金を支払いさえすれば、『その他の 点では合憲である』ということが前提となろう [12]。

Kennedy 判事は、司法収用であると裁判所が認定した場合の救済方法の不明確性についても言及する。

「司法収用を認容したあとに裁判所がどのような救済手段をとるのかが明らかではない。先例によれば、救済方法は、正当な補償金の支払いであって、エクイティー上の救済ではない。つまり収用条項については、州に対する補償金の支払いのための訴訟が適切である。したがって、裁判所判決が収用にあたるかどうかを審査する裁判所が、補償を要する収用にあたるとの理由で裁判所判決を無効とすることができるかどうかは問題がないわけではない。収用条項に基づくのであれば、審査裁判所が可能なのは、正当な補償金の支払いを命じることであると思われる。」13

3. コメント

本件は、実務上、環境保全のための州の行政活動が、補償金の支払いがなくとも可能であるという点で大きな意味を持つ。また、裁判所判決が財産権を侵害する場合には、修正5条の収用条項によって、またはデュープロセス条項によって、それを争う途が承認されたということができると思われる。とりわけ、本判決にいたるまで、司法による収用について、連邦最高裁が直接的に扱ったケースは存在しない¹⁴。さらに裁判所判決への修正5条の適用は、本件のような臨海地に限って生ずる論点ではない点でも先例としての価値は大きい¹⁵。しかしながら、本件では、司法収用に関して裁判官の間で一致した

¹² Id. at 2614.

¹³ Id. at 2617.

¹⁴ The Supreme Court 2010 Term —Leading Cases, "G. Takings Clause", 124 Harvard Law Review, 299, at 300.

Ilya Shapiro & Trevor Burrus, "Judicial Takings and Scalia's Shifting Sands", 35 Vermont Law Review 423 (2010), at 428.

見解が示されたわけではない。以下では、この点について、若干のコメント を試みたい¹⁶。

(1) Scalia 判事による司法収用法理の展開と救済方法

①修正5条の文理解釈

判旨(1)で示したように、Scalia 判事は、修正 5条の文言に依拠して、収用条項が行為者を規定していないことを理由に、立法や行政による収用と同じく、司法による収用もまた、その適用を受けると主張する。また同条項が受動態であることをことさらに強調しているのもこのような解釈を根拠づけると言えよう。Scalia 判事が司法収用法理を展開したのは、修正 5条が裁判所に対しても適用されることによって、財産権の保障に資すると考えたためだと思われる。

Scalia 判事は、司法収用法理を根拠づけるために、2つの連邦最高裁判決を引用している。1つは、Prune Yard Shopping Center v. Robins 判決である。Prune-Yard 事件は、私有地における表現の自由が問題となった事件である¹⁷。カルフォルニア州最高裁判所は、先例を変更して、州憲法は私有地における表現の自由を保障すると判示した。Scalia 判事は、かかる先例を変更する裁判所判決が、司法による収用行為であると構成することが可能であると捉える¹⁸。その上で

¹⁶ 司法収用法理に関する日米の比較法研究については、飯田稔「財産権規制と司法 ——司法による収用(Judicial Takings)をめぐって——」明海大学不動産学部論集創 刊号1頁(1993年)がある。

¹⁷ PruneYard Shopping Center v. Robins, 447 U.S. 74 (1980). 本件に関する邦語評釈として、紙谷雅子「私有地における表現の自由——PruneYard Shopping Center v. Robins, 447 U.S. 74 (1980) ——」法学教室818号84頁がある。

¹⁸ もっとも、本件では、他者を排除する権利に対する規制を、財産権に対する規制 的収用と捉え、かかる規制に対しては、修正 5条、修正14条に基づいて正当な補償 を要するという主張が原告によって展開された。このため、連邦最高裁は、規制的 収用法理に基づいて、当該規制が収用に該当するかどうかという点から、補償を必 要としないと判示している。

「裁判所による私有財産に関する州法の再定義」が収用にあたるかどうかを区別して論じなかったことは、司法による収用が起こりえないということを意味するものではなく、裁判所判決に対しても修正 5 条が適用できると主張する。

さらに Scalia 判事は、本件を検討する上でさらに適切な先例であるとして Webb's Fabulous Pharmacies 事件¹⁹を引用している。Webb's 事件では、競合権 利者確定手続において、カウンティ裁判所の預託口座に寄託された金銭に生じた利子が、カウンティに属するのか、それとも元本を受領する者に属する のかが争われた。連邦最高裁は、カウンティが自らのものとすることは、修正 5 条および14条に違反する収用であると判示した。Webb's 事件では、「裁判所が一時的に預託された金銭の元本を保持していることを理由にして、それを『公の金銭』と再構成することにより、カウンティの権利であるとすることは、フロリダ州議会が法律によっても、またフロリダ州裁判所が判決によっても、達成することはできではない」²⁰と判示されている。Scalia 判事は、本件では、議会による法律と裁判所による判決との扱いが区別されていない点を指摘し、司法収用法理を認める判決であると主張する。

なお確立した財産権を消滅する場合には、デュープロセス条項を適用してその司法判断を破棄すべきという Kennedy 判事の主張に対しては、「(たいていの場合、自嘲的に表現されるものである) いわゆる『ロクナー時代』へと連邦最高裁を立ち戻らせる」²¹と痛烈に批判している。

②司法収用であると判断した場合の救済方法

Scalia 判事によれば、連邦最高裁が州裁判所判決を収用にあたると判断した場合には、同判決を破棄することによって救済を図るのが適切であると主張する²²。一方で、上述のように、Kennedy 判事は、収用条項を適用した場合の

Webb's Fabulous Pharmacies, Inc. v. Beckwith, 449 U.S. 155 (1980).

²⁰ Id. at 164, 130 S. Ct. 2592, at 2602.

²¹ Id. at 2606.

²² Id. at 2607.

その救済方法は補償金の支払いを命じるのが妥当ではないかと Scalia 判事の主張に疑問を呈している。この点は収用条項の理解に密接に関連するものだと思われる。次にこの点についてコメントしたい。

(2) 収用条項が意味するもの

司法収用を認めるかどうかの分水嶺となるのは、憲法起草者の意思にどこまで忠実であるかにあると思われる。憲法起草者の意思が、もっぱら公用収用権の行使に伴う物理的収用を想定していたものであり、かかる行為は立法者の行為および立法府によって権限を付与された行政機関によるものであると想定されていた。換言すれば、裁判所が公用収用権を有するということは想定されていなかったのである。しかし、連邦最高裁は、修正5条について、周知のように、物理的収用だけでなく、規制的収用法理も展開するに至っている。連邦最高裁においても、修正5条の解釈が憲法起草者の意思から離れることを一切許さないものとは考えていない。ただし、修正5条の文言自体において、同条項は裁判所の行為に対して適用されないという解釈が導出されるのであれば、Scalia 判事の主張は妥当ではないということになろう。このような視点から、本件連邦最高裁判決を批評する評釈は次のように述べる(概要)。

「収用条項が立法府、執行府、司法府のいずれにも特に言及していないということが、収用条項の文言が司法府に対して適用される条文であることまで意味するものではない。収用条項の文言を慎重に解釈すると、同条項は憲法起草者の理解と結びついて、裁判所へは適用されないことになる。「公用」要件と「正当補償」要件は立法権の行使を前提としており、政治部門に当てはまるものであって、司法機関には当てはまらないのである。……連邦最高裁が繰り返し(そして最近でも)述べているのは、収用が、収用条項の「公用」要件を満たす公目的であるかどうかの立法府の判断に対して連邦最高裁が敬譲を示すということである。このような敬譲は、何が「公用」であるかは、

第一に政治部門が判断すべきことであり、これが連邦最高裁の判断であることを反映している。……

第二に、被収用者が「正当な補償」を受けるという要件は、私有財産の収用を禁止するのではなく権限行使の条件である。収用条項を司法に対して適用することは裁判所が正当な補償金を支払う限りで財産を収用する権限を持つということを暗に認めることになる。しかし「正当補償」要件は、その性質上、司法作用ではなく政治作用であると考えられる権限の行使を必然的に含むものである。……Scalia 判事は、司法収用に対する救済方法は、損失の補償ではなく州裁判所判決の差戻しであると主張する。このような主張は、連邦最高裁の先例と相容れない。また(救済方法において)司法収用に対して特別な取扱いをするというのであれば、裁判所によってもたらされる収用が立法府による収用や規制的収用と何ら異なることがないという主張と矛盾する。

収用条項の慎重な解釈と憲法起草者の理解によれば、収用条項が裁判所に 適用されうるという多数意見の主張は重大な疑義をもたらすものであるばか りでなく、Scalia 判事の主張を否定するものである。|²³

この見解は Kennedy 判事の懸念と整合的であると思われる。すなわち司法 収用法理を展開することで、裁判所の権限を制限し、財産権保障に資するという Scalia 判事の意図とは対照的に、収用条項を司法へも適用することを認めることによって、裁判所の権限をより拡大することになるのではないか²⁴との懸念である。

裁判所判決に対する救済手段として修正 5 条によるのか、それともデュープロセス条項によるのかは、財産権保障の重要性ないし一層の保護の必要性という認識の点では共通する一方で、上述のように、修正 5 条の解釈に関する議論を誘発するものである。本件は、これまで必ずしも十分な検討がなさ

The Supreme Court 2010 Term —Leading Cases, "G. Taking, Clause", 124 Harvard Law Review, 299, at 305—307.

²⁴ Id. at 2616.

²⁵ Id. at 2617–2618. See also Steven J. Eagle, Judicial Takings And State Takings, George

れてきたとは言えない領域 25 に関する連邦最高裁判決であり、今後の裁判および学説の展開が注目される。

Mason University Law and Economics Research Paper Series, 12-41, at 2 (Forthcoming in 21: 3 Widener Law Journal (2012)).